

令和5年5月8日

保護者の皆様へ

米子松蔭高等学校
校長 長崎 成輝

感染症法上の位置付けの変更に伴う
新型コロナウイルス感染症への対応について（ご連絡）

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症は5月8日（月）以降、感染症法上5類感染症に変更されることとなり、本校におきましても、下記のように対応を変更いたします。今後も感染症対策には継続して取り組みながら、教育活動を行ってまいりますので、ご家庭におかれましても下記の対応についてご理解とご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 健康観察の徹底と有症時には登校を控えていただきたいこと

新型コロナ感染症が引き続き人に伝染する能力を有していることから、常日頃から、自身やご家族の健康状況にはご留意をお願いします。

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、自宅で休養することが重要であり、無理をして登校せず受診いただくなどの対応をお願いします。

なお、令和5年5月8日以降は、軽微な症状があることをもって出席停止としたり、濃厚接触者として特定するなどの行動制限を要請することは行われなないこととなります。

2 感染時の出席停止の取扱い

新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒については、引き続き出席停止を指示し、その期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

期間経過後登校するに当たっては、登校届（学校様式）の提出をお願いします。

3 その他

第9波の到来など感染の拡大が認められる状況で、生徒自身や同居家族に基礎疾患がある方がいらっしゃるなど生徒が学校で感染すること等の不安をお持ちの場合には、学校までご相談ください。

以上